

令和4年6月14日

令和4年度独立行政法人自動車技術総合機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人自動車技術総合機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人自動車技術総合機構(以下、「機構」という。)における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は440件、契約金額は約125.5億円である。その内訳は、競争性のある契約が359件(81.6%)、約105.4億円(84.0%)、競争性のない契約が81件(18.4%)、約20.1億円(16.0%)となっている。

令和2年度と比較して競争性のある契約の件数・金額が減少しているのは、令和3年度に自動車審査高度化施設アプリケーション改修等(約13億円)や、OBD検査開始に向けた特定DTC照会アプリの設計開発等の技術情報管理に関する複数の契約(約15.8億円)等を調達した一方、令和2年度に調達したWLTP対応排出ガス試験施設等の整備に関する複数の契約(約40億円)が無くなったことにより、令和3年度が相対的に減少したためである。

また、競争性のない随意契約の件数・金額が増加しているのは、OBD検査に関連し、軽自動車に係る審査用技術情報管理事務に関する業務委託(約8億円)等が増えたことが主な要因である。なお、競争性のない随意契約の大半は、前記新規事業に加え、自動車審査証紙の製造等、特定の者以外では契約の目的を達することができない契約である。

表1 令和3年度の機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(84.3%) 398	(93.7%) 107.5	(79.8%) 351	(80.3%) 100.8	(△11.8%) △47	(△6.2%) △6.7
企画競争・公募	(1.1%) 5	(1.9%) 2.2	(1.8%) 8	(3.7%) 4.6	(60%) 3	(109.1%) 2.4
競争性のある契約(小計)	(85.4%) 403	(95.6%) 109.7	(81.6%) 359	(84.0%) 105.4	(△10.9%) △44	(△3.9%) △4.3
競争性のない随意契約	(14.6%) 69	(4.4%) 5.0	(18.4%) 81	(16.0%) 20.1	(17.4%) 12	(302%) 15.1
合計	(100%) 472	(100%) 114.7	(100%) 440	(100%) 125.5	(△6.8%) △32	(9.4%) 10.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

(2) 機構における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は186件(51.8%)、契約金額は約58.5億円(55.5%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の金額は増加しているが、件数は減少している。また、前年度に引き続き、競争契約案件に占める一者応札・応募の件数割合は減少しているものの、半数以上を占めている。

この主な要因として、従前のおり地方検査部で使用する機械器具及び交通安全環境研究所で使用する研究機器のような、市販の既製品ではなく当該機器の仕様を熟知していなければ参入が困難とされる調達案件に高額なものが多いことに加え、特に令和3年度は、本部における自動車審査高度化施設アプリケーション改修(約13億円)などの高額な調達が一者応札となったことや、地方検査部における検査機器更新等に伴う審査上屋等改修工事の調達増加に伴い、一者応札が増加していることが全体の金額の増加に寄与していると考えられる。

表2 令和3年度の機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	149(37.0%)	173(48.2%)	24(16.1%)
	金額	63.3(57.7%)	46.9(44.5%)	△16.4(△25.9%)
1者以下	件数	254(63.0%)	186(51.8%)	△68(△26.8%)
	金額	46.4(42.3%)	58.5(55.5%)	12.1(26.1%)
合計	件数	403(100%)	359(100%)	△44(△10.9%)
	金額	109.7(100%)	105.4(100%)	△4.3(△3.9%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、審査上屋等における改修等工事関係の分野及び共同調達について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 審査上屋等における改修等工事に関する調達

令和3年度については、前年度に対して一者応札の件数割合が僅かに減少した。令和4年度においても、引き続き新たな事業者の参画を促進するため、入札情報を機構のホームページの他、業界誌への掲載依頼を行う等あらゆる周知ツールを活用するとともに、公告期間や工期の十分な確保、仕様書内容の見直し、入札参加要件の拡大、事業者への積極的な案内を図り、一者応札割合の改善に取り組むこととする。

【競争契約に占める一者応札割合】

(2) 共同調達・一括調達の拡大

令和3年度については、交通安全環境研究所に隣接する研究機関と共同して、前年度に引き続き、コピー用紙の購入や電気設備の保守業務に関する調達等の共同調達を実施し、事務処理の効率化を図った。令和4年度においても、引き続き共同調達を実施するとともに、他の契約についても共同調達の拡大を検討する。

また、業務の効率化・スケールメリットが見込まれる案件については、自動車技術総合機

構全体を対象とした一括調達を進めており、令和3年度に導入した検査機器の消耗品について引き続き維持するとともに、拡大を検討していく。

【共同調達の実施件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構本部内に設置された新規随意契約検証チーム(総括責任者:総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会(新規随意契約検証チームを兼ねる)により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務担当理事
副総括責任者	研究所長
メンバー	総務部長、総務部参事役、会計課長、会計課長補佐 会計課契約第一係長、会計課契約第二係長、施設課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2ヵ年度連続の一者応札・応募案件や特命随契等に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。